

令和4年6月吉日

全麵協西日本支部 正会員代表者各位

西日本支部長 篠原美文

全麵協の単位について

平素は西日本支部の活動にご協力いただき御礼申し上げます。

四段位の事前審査受験に際して、全麵協単位についての問い合わせが増えておりますので、その概要についてお知らせいたします。ここに添付した全麵協の規則や通達を熟読して詳しい内容を把握してください。

併せて、受験者に限らず、貴会所属の全ての個人会員への周知徹底をお願いいたします。

A. 個人会員の方へ

1. 単位を取得するには下記①～③の方法があります。
 - ① 全麵協本部や支部が主催する事業(講習会やそば大学など)に参加して、単位ラベルを取得する。
 - ② 全麵協正会員団体(そば打ちクラブ)が主催する練習会やイベントに参加して単位ラベルを取得する。
 - ③ 段位認定会(実技試験)を受験して自分で記録する。
2. 単位ラベルの管理・保存は下記によります。
 - ① 単位手帳を正会員団体(または個人)から支部事務局に注文して購入する。
価格は1冊500円で、送料(郵送や宅配の実費)が必要です。
 - ② 手帳の表紙の裏面などに顔写真の貼付、氏名や住所の記入、段位認定の記録などを記入します。
 - ③ 手帳に単位ラベルを年月順に貼り付けて保管します。単位ラベルの累計欄に累計点数(手帳の1ページ目からの累計点数。手帳が2冊ある場合は1冊目の1ページ目からの累計点数)を記入します。
 - ④ 段位認定会(実技試験)を受験したときの単位は各自で手帳に記入し、各自で捺印します。
取得できる単位数(点数)は資料1の別紙3～5で確認してください。
3. 単位の必要性や効果
 - ① 四段位や五段位を受験する場合には、事前審査や1次審査があり、指定された期間(受験直前の3年度程度)に取得した単位数が活動実績として審査されます。詳細は受験時の案内書類に記載されています。
 - ② 単位の累計が100点、200点などに到達した方は、SOBA MEISTERを申請し、認定証を取得することができます。詳細は資料1参照。

注) 上記の①②において、手帳の単位ラベルの年度が入り乱れて貼付されていると審査や認定をし
てもらえない場合がありますので注意してください。

B. 正会員団体代表者の方へ

1. 単位の発行

貴会が主催する練習会やイベント等で単位（単位ラベル）を発行することができます。発行には毎年度に下記の手続きが必要です。

- ① 毎年度2月ごろに全麵協本部から代表者に「SOBA MEISTER 該当者提出について」(資料1) が送付されています。その中に「SOBA MEISTER 該当者提出」の説明と共に「単位取得対象事業届出書」(資料1の別紙6)が添付されています。その説明に従って貴会の次年度事業を記載し、事業計画書を添付して届出ます。
- ③ 届出に際して「単位取得表」(資料1の別紙3～5)および「単位取得表の解説」(資料2)を熟読し、貴会事業毎の単位数(点数)を確認し、届出書に記入します。単位数(点数)は年度毎に異なることがありますので、必ず最新版で確認してください。現時点での最新版は令和3年4月1日版です。
- ④ 単位ラベルは貴会で制作します。ラベルの様式(フォーマット)は単位手帳の様式や過去に取得した単位ラベルの様式を参考にしてください。パソコン・プリンタで使用できる市販のラベル用紙(A-one 品番72201など)が便利です。
- ④ 単位ラベルには事業の実施日、事業名称、主催者(貴会の名称)、単位数など所定の事項を記載し、代表者または貴会の印鑑を捺印します。

2. SOBA MAISTER の申請

- ① 累計の単位が100点、200点などに到達した個人会員はSOBA MEISTERを申請し、認定証を取得することができます。
- ② 申請方法は毎年度2月ごろに全麵協本部から代表者に送付される「SOBA MEISTER 該当者提出について」(資料1)に記載されています。

C. 資料

資料1：SOBA MEISTER 該当者提出について（別紙1～5を含む）

資料2：単位取得表の解説（全麵協ホームページから）

資料3：全麵協ZEN 麵ライセンス規約（全麵協ホームページから。別紙は含まず）

資料4：全麵協ホームページ抜粋

令和 4 年 2 月 1 日

一般社団法人 全麺協 正会員 各位

一般社団法人 全麺協
事務局長 藤間 英雄令和 3 年度 SOBA MEISTER 該当者の提出について

全麺協正会員代表者の皆様方には、全麺協諸事業に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「ZEN 麺ライセンス」(単位取得制度)につきましては、平成 27 年 4 月より段位認定制度の四段位事前審査及び五段位一次審査の活動状況の評価に組込まれたこともあり、多くの方がこの制度内容を理解されるようになりました。

これにより会員自らの研鑽、さらにはそばを通じた地域活動に対する意欲向上に大きく寄与しているものと考えます。

つきましては、令和 3 年度分 SOBA MEISTER の認定を行いますので、令和 4 年 2 月末日現在で、別紙 1「令和 3 年度 SOBA MEISTER 候補者について」に記入の上、該当者の全ての手帳原本を添付し、提出願います。(送料は会員負担となります。)

なお、提出に当たりましては別紙 2「ZEN 麺ライセンス」(単位取得制度)の運用についてに基づき、内容の確認をお願いします。

※「単位取得表」は次の通り改訂になっています。

別紙 3 は平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

別紙 4 は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日が適用対象となるものです。

尚、令和 3 年 4 月 1 日以降は、改訂しました別紙 5 を使用して下さい。

同じ事業内容でも年度によって単位が異なるものがありますので、単位付与及びチェックに当たっては注意してください。

提出頂きました単位取得手帳は本部事務局で確認後返却しますが、定時社員総会にて報告後、該当する「SOBA MEISTER」として認証させていただきます。

<報告書の提出期限及び提出先>

令和 4 年 3 月 25 日 (金) 必着

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-4
麺業会館 4 階 全麺協本部事務局

<本件についての問い合わせ先>

全麺協 本部事務局 萩原

03-3512-7112

令和 4 年 月 日

全麵協本部事務局 宛

支部名.....

会員団体名.....

担当者.....

電話番号.....

手帳の返却先住所

〒.....

令和 3 年度 SOBA MEISTER 候補者について

標記について下記のとおり提出しますので、認証方よろしくお願ひします。

記

No.	該当者氏名	現在 段位	令和 4 年 2 月末 までの単位累計	記入しない (認定単位)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

1. SOBA MEISTER (100 単位)
2. SILVER SOBA MEISTER (200 単位)
3. GOLD SOBA MEISTER (300 単位)
4. PLATINUM SOBA MEISTER (500 単位)
5. DIAMOND SOBA MEISTER (1000 単位)

※ 既に認証されている SOBA MEISTER の方で、上位の単位に満たない方は対象外です。(100 単位未満の方も対象外です)

用紙記入欄が不足した場合は、適宜、別紙を付してください。

「ZEN麺ライセンス」(単位取得制度)の運用について

下記の点に留意のうえ手帳の内容を見直し提出下さい。

1. 表紙裏面の記載がなされていること

ZEN麺ライセンス規約第4条に本人の署名と顔写真が添付されたものに限り有効とされているので、表紙裏面に必要事項(名前、住所、段位認定記録等)を記載し、写真を必ず添付してください。

2. 単位取得事業として届け出がなされていること

単位取得対象事業につきましては、原則として別紙6により本部事務局に事前に届け出るようになっております。単位取得対象事業の届け出を行ったうえで、当該事業実施後に単位取得シールの発行を行なってください。

3. 単位取得事業の主催者の押印がなされていること

確認印は会又は会の代表者、主催者の印とします。押印がなされていない単位取得シールは認めることはできません。

また、単位取得シールの「主催者」欄は、自己申告の項目以外は、全麺協正会員団体名となります。

4. 認証する単位の申請期間等

単位を集計(累計)する期日は、令和4年2月28日までです。年度末ではありません。また、認証申請は、一般的にはSOBA MEISTER(100単位)からDIAMOND SOBAMEISTER(1000単位)の各単位を超えたタイミングで行ってください。

5. 初段位受験希望者勧誘・全麺協個人会員加入のポイントの付与方法

この項目は個人の自己申告としておりますので、各人が単位取得手帳に記載のうえ、確認印欄に自分の印を押してください。初段位受験希望者勧誘及び全麺協個人会員加入しますと、各1名につき5単位が付与されます。

6. 正会員団体内の研鑽会等の参加・スタッフ従事のポイント付与

正会員団体が主催する研鑽会・練習会・定例会及びそば栽培等の参加及びスタッフ従事にも令和3年4月よりポイントが付与されることになりましたが、必ず届け出を行うようにしてください。

一般社団法人 全麺協 単位取得表

平成29年4月～令和2年3月適用

区分	事業	番号	従事内容等	単位	単位数		備考
					全麺協 主催	他主催	
全麺協主催・共催	段位認定	1	素人そば打ち段位受験(初段～三段)	回	—	2	
		2	素人そば打ち段位受験(四段・五段)	回	3	—	
		3	段位認定会の審査員	日	4	3	日麺連高校選手権も含む
		4	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)	日	2	2	日麺連高校選手権も含む
		5	四・五段位認定講習会修了	回	3	—	
		6	地方審査員任用講習会受講	回	3	—	
		7	地方審査員技術研修会受講	回	3	—	
	研修	8	そば大学・全国交流会等の受講	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
		9	そば大学・全国交流会等の講師	回	5	3	各種講習会・研修会を含む
		10	そば大学・全国交流会等のスタッフ従事(準備も含む)	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
		11	海外そば産地視察研修参加	回	10	3	
		12	国内そば産地視察研修参加	回	4	2	
	指導	13	全麺協認証道場でのそば打ち指導	日	—	3	
		14	指定指導員としてそば打ち指導	日	3	—	
	事業	15	全麺協直轄事業支援	日	3	—	本部で指定する
		16	日本そば博覧会スタッフ従事(準備も含む)	日	—	2	
		17	日本そば博覧会への出店参加	日	—	2	
	役員歴	18	全麺協本部・正会員団体代表等として従事	期	10	5	
		19	支部役員・正会員団体役員として従事(全麺協会員)	期	5	2	
	他	20	地域振興部が認めた事業への参加	期	5	2	本部と協議する
全麺協後援・協賛	事業	21	正会員主催事業のスタッフ従事	日	—	2	級認定会等
		22	市民まつり、そばまつり等への出店参加	日	—	2	
	指導	23	学校・福祉施設等でのそば打ち指導	日	—	2	高校生以上も含む
		24	そば打ち教室の講師	日	—	2	
		25	そば打ち指導のスタッフ従事	日	—	1	

一般社団法人 全麵協 単位取得表

(令和2年4月1日～令和3年3月31日適用)

区分	事業	番号	従事内容等	単位	単位数		備考
					全麵協主催	他主催(※2)	
全麵協主催・共催	段位認定	1	そば道段位認定会受験(初～三)	回	—	2	
		2	そば道段位認定会受験(四・五)	回	3	—	
		3	段位認定会の審査員	日	4	3	高校選手権含む
		4	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	2	2	高校選手権含む
		5	四・五段位認定講習会修了	回	3	—	
		6	地方審査員任用講習会受講	回	3	—	
		7	地方審査員技術研修会受講	回	3	—	
	研修会	8	そば大学,全国交流会等の受講	日	2	1	各種講習会・研修会含む
		9	そば大学,全国交流会等の講師	回	5	3	各種講習会・研修会含む
		10	そば大学等スタッフ従事(準備も含む)(※1)	回	2	1	各種講習会・研修会含む
		11	海外そば産地視察参加	回	10	3	
		12	国内そば産地視察参加	日	4	2	
	指導	13	全麵協認証道場でのそば打ち指導	日	—	3	
		14	指導員としてそば打ち指導	日	3	—	
	事業	15	全麵協直轄事業支援	日	3	—	本部で指定する
		16	日本そば博スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	—	2	
		17	日本そば博への出店参加(※1)	日	—	2	
	役員	18	全麵協本部・正会員代表等として従事	期	10	5	
		19	全麵協支部役員、正会員団体役員等として従事	期	5	2	
	他	20	地域振興部が認めた事業への参加	日	5	2	本部と協議する
全麵協後援・協賛	事業	21	正会員事業のスタッフ従事	日	—	2	級認定会等
		22	市民まつり、そばまつり等への出店参加(※2)	日	—	2	
	指導	23	学校・福祉施設等でのそば打ち指導	日	—	2	高校生以上も含む
		24	そば打ち教室の講師(※3)	日	—	2	
		25	そば打ち指導のスタッフ従事(準備も含む)	日	—	1	
	26	初段位受験希望者勧誘	1名	5	—		
	27	全麵協個人会員加入	1名	5	—		
	28	研修センターへの寄付(1万円)	1万円	10			

(※1)スタッフは必要最小限の人数とします。

(※2)全麵協が共催した事業は主催と見なします。後援、協賛した事業は全麵協本部の事前承認した事業に限ります。

(※3)手打ちそばの普及を目指すもので(原則として非営利事業)、全麵協会員主催又は公共が主催する事業の講師とします(会員団体内の技術研修会等は非該当となります)。

一般社団法人 全麵協 単位取得表

(令和3年4月1日より適用)

区分	事業	番号	従事内容等	単位	単位数		備考
					全麵協主催	他主催(※2)	
全麵協主催・共催	段位認定	1	そば道段位認定会受験(初段位～三段位)	回	—	2	
		2	そば道段位認定会受験(四段位・五段位)	回	3	—	
		3	そば道認定選考会受験(六段位～八段位)	回	5		
		4	段位認定会の審査員	日	4	3	高校選手権含む
		5	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	2	2	高校選手権含む
		6	四・五段位認定講習会修了	回	3	—	
		7	地方審査員任用講習会受講	回	3	—	
		8	地方審査員審査技術研修会受講	回	3	—	
	研修会	9	そば大学,全国交流会等の受講	日	3	2	各種講習会・研修会含む
		10	そば大学,全国交流会等の講師	回	5	3	各種講習会・研修会含む
		11	そば大学等スタッフ従事(準備も含む)(※1)	回	3	2	各種講習会・研修会含む
		12	海外そば産地視察参加	回	10	3	
		13	国内そば産地視察参加	日	4	2	
	指導	14	全麵協認証道場でのそば打ち指導	日	—	3	
		15	指導員任用講習会受講	回	—	2	支部主催
		16	指導員指導技術講習会受講	回	—	2	支部主催
		17	そば打ち技術向上研修会受講	回	—	2	支部主催
		18	全麵協そば打ち研修会受講	回	3		対象:指導員二級
		19	指導員としてそば打ち指導	日	3	2	各種講習会・研修会含む
	事業	20	全麵協直轄事業支援	日	3	—	本部で指定する
		21	日本そば博スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	—	2	
		22	日本そば博への出店参加(※1)	日		2	
	役員	23	全麵協本部・正会員代表等として従事	期	10	5	
		24	全麵協支部役員、正会員団体役員等として従事	期	5	2	
	他	25	各部長が認めた事業への参加	日	5	2	本部と協議する
		26	支部事業への参加・スタッフ従事	日		2	支部主催
全麵協後援・協賛	事業	27	正会員団体事業への参加・スタッフ従事(※2)	日	—	2	
		28	市民まつり、そばまつり等への出店参加(※3)	日	—	2	
	指導	29	学校・福祉施設等でのそば打ち指導	日	—	2	高校生以上も含む
		30	そば打ち教室の講師(※4)	日	—	2	
		31	そば打ち指導のスタッフ従事(準備も含む)	日	—	2	
	32	初段位受験希望者勧誘	1名	5	—		
	33	全麵協個人会員加入	1名	5	—		
	34	研修センターへの寄付(1万円)	1万円	10			

(※1)スタッフは必要最小限の人数とします。

(※2)正会員団体が主催する事業(研鑽会、練習会、定例会、及びそば栽培等)への参加・スタッフ従事が該当します。

(※3)全麵協が共催した事業は主催と見なします。後援、協賛した事業は全麵協本部の事前承認した事業に限ります。

(※4)手打ちそばの普及を目指すもので、原則として非営利事業、全麵協会員主催又は公共が主催する事業の講師とします。

一般社団法人 全麵協 事務局長 様

支部名.....
 正会員名.....
 担当者名.....
 連絡先(TEL).....

令和 年度 全麵協単位取得対象事業について
 下記の事業について、全麵協単位取得制度対象事業として届け出ます。

記

事業名	単位 取得 番号	単 位 数	開催日	開催場所	摘要

※ 単位取得対象事業(年度計画)が決定しましたら、速やかに届け出願います。

原則事後の届け出は認められませんのでご注意ください。

※ 年度の途中で対象事業が追加で決まった場合には、追加で届け出をして下さい。

※ 事業数が多いなど、上記に記入できない場合、別紙としてください。

※ 事業名は内容が分かるように具体的に記載して下さい。

※ 会員団体の総会で承認された事業計画書を添付してください。

単位取得表の解説

令和3年4月1日適用

番号	従事内容等	単位	単位数		備考
			全麵協本部主催	他主催 (※2)	
1	そば道段位認定会受験(初段位～三段位) 【解説】・初段～3段を受験した場合は、1回受験する毎に2単位を付与します。自己申告として整理します。「単位ラベルの開催日」は「認定会を受験した日」とし、確認印は本人の印とします。 ・認定会主催者は、受験者に対して自己申告として整理するよう、適宜、説明をしてください。	回	—	2	
2	そば道段位認定会受験(四段位・五段位) 【解説】・1回受験(技能審査、本審査のみ)する毎に3単位を付与します。初段位～三段位と同様に自己申告として整理します。 ・認定会主催者は、受験者に対して自己申告として整理するよう、適宜、説明をしてください。	回	3	—	
3	そば道認定選考会受験(六段位～八段位) 【解説】・六段～八段を受験した場合は、1回受験する毎に5単位を付与します。初段位～三段位と同様に自己申告として整理します。 ・認定会主催者は、受験者に対して自己申告として整理するよう、適宜、説明をしてください。	回	5	—	
4	段位認定会の審査員 【解説】・全麵協本部主催の段位認定会(四段位～)の審査員に対しては、1日につき4単位を付与します。・支部等が主催する初段位～三段位の認定会の審査員に対しては、1日につき3単位を付与します。 ・日廻連主催高校選手権の審査員に対しては、1日につき4単位を付与します。	日	4	3	高校選手権含む
5	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)(※1) 【解説】・認定会のスタッフとして従事した者には、主催者に関係なく2単位を付与します。・認定会の準備が前日に行われた場合も、同様に2単位を付与します。	日	2	2	高校選手権含む
6	四・五段位認定講習会修了	回	3	—	
7	地方審査員任用講習会受講	回	3	—	
8	地方審査員審査技術研修会受講	回	3	—	
9	そば大学,全国交流会等の受講 【解説】・全麵協本部主催のそば大学、全国交流会等(各種講習会、研修会を含む)を受講した者に対しては、1日当たり3単位を付与します。・支部及び正会員等が主催の場合には2単位を付与します。	日	3	2	各種講習会・研修会含む
10	そば大学,全国交流会等の講師 【解説】・全麵協本部主催のそば大学、全国交流会等(各種講習会、研修会を含む)において講師をした者に対しては、5単位を付与します。・支部及び正会員等が主催の場合には3単位を付与します。	回	5	3	各種講習会・研修会含む
11	そば大学等スタッフ従事(準備も含む)(※1) 【解説】・全麵協本部主催のそば大学、全国交流会等(各種講習会、研修会を含む)においてスタッフとして従事した者については3単位を付与します。・支部及び正会員等が主催の場合には2単位を付与します。 ・準備が前日になった場合も同様とします。	回	3	2	各種講習会・研修会含む
12	海外そば産地等視察参加 【解説】・全麵協本部主催のそば産地等視察研修に参加した者に対しては、10単位を付与します。・支部等が主催するものに参加した者に対しては3単位を付与します。	回	10	3	
13	国内そば産地視察参加 【解説】・全麵協本部主催のそば産地等視察研修に参加した者に対しては、4単位を付与します。・支部等が主催するものに参加した者に対しては2単位を付与します。	日	4	2	
14	全麵協認証道場でのそば打ち指導 【解説】・認証道場においてそば打ちの指導を行った者(3段位以上)に対しては、3単位を付与します。二段位の者はスタッフ従事者として1単位付与し、初段位の者に対しては付与しません。・認証そば打ち道場の指導者は、あらかじめ本部事務局に届け出た者に限りです。	日	—	3	
15	指導員任用講習会受講 【解説】・そば道段位認定制度規程第25条に規定する指導員任用講習会を受講した場合は2単位を付与します。	回	—	2	支部主催
16	指導員指導技術講習会受講 【解説】・そば道段位認定制度規程第25条に規定する指導技術講習会を受講した場合は2単位を付与します。	回	—	2	支部主催
17	そば打ち技術向上研修会受講 【解説】・全麵協本部主催のそば打ち技術向上研修会を受講した場合は3単位付与します。・支部等が主催するものに参加した者に対しては2単位を付与します。	回	3	2	支部主催

単位取得表の解説

令和3年4月1日適用

番号	従事内容等	単位	単位数		備考
			全麵協本部主催	他主催 (※2)	
18	全麵協そば打ち研修会受講	回	3		対象:指導員二級
	【解説】・そば道段位認定制度規程第26条第2項第7号に規定する全麵協そば打ち研修会(指導員2級主催)を受講したは3単位を付与します。				
19	指導員としてそば打ち指導	日	3	2	各種講習会・研修会含む
	【解説】・全麵協本部主催の各種講習会・研修会において、そば道段位認定制度規程第23条に規定する指導員としてそば打ち指導を行った場合は3単位を付与します。・支部等が主催するものにおいては2単位を付与します。				
20	全麵協直轄事業支援	日	3	—	本部で指定する
	【解説】・全麵協本部主催の各種直轄事業において、その都度参加者として指名された者には3単位を付与します。				
21	日本そば博スタッフ従事(準備も含む)	日	—	2	
	【解説】・全麵協本部が公認する日本そば博覧会スタッフとして従事した場合は2単位を付与します。単位の付与は主管団体の代表者が行います。				
22	日本そば博への出店参加(※1)	日		2	
	【解説】・全麵協本部が公認する日本そば博覧会に出展参加したスタッフには2単位を付与します。・全麵協本部が主催の日本そば博覧会に出店参加した場合は2単位を付与します。・単位の付与は出店団体の代表者が行います。				
23	全麵協本部・正会員代表等として従事	期	10	5	
	【解説】・全麵協本部の役員に対しては、1期(通期)につき10単位を付与します。・正会員団体代表者等とは、代表者及び事務局長であり、1期(通期)につき5単位を付与します。				
24	全麵協支部役員、正会員団体役員等として従事	期	5	2	
	【解説】・全麵協支部役員は、支部長を除く支部役員であり、1期(通期)につき5単位を付与します。・正会員団体役員とは、代表者と事務局長を除く会の役員であり、1期(通期)につき2単位を付与します。				
25	各部長が認めた事業への参加	日	5	2	本部と協議する
	【解説】・各部長が認めた事業のうち、全麵協本部及び支部が主催するものについては5単位を付与します。・各正会員が主催の場合は2単位を付与します。				
26	支部事業への参加・スタッフ従事	日		2	支部主催
	【解説】・支部主催の事業へ参加した場合、又はスタッフとして従事した場合は2単位を付与します。				
27	正会員団体事業への参加・スタッフ従事	日	—	2	
	【解説】・正会員団体主催の事業へ参加した場合、又はスタッフとして従事した場合は2単位を付与します。				
28	市民まつり、そばまつり等への出店参加	日	—	2	
	【解説】・各地域で行われる市民祭り、そば祭り等に参加した場合は2単位を付与します。				
29	学校・福祉施設等でのそば打ち指導	日	—	2	高校生以上も含む
	【解説】・学校等からの依頼によりそば打ちを教えたり、子供そば打ち体験事業を実施した場合は2単位を付与します。・老人ホームや児童養護施設などに出向いた場合も同様とします。				
30	そば打ち教室の講師	日	—	2	
	【解説】・そば打ち教室の講師としてそば打ちを教えた場合は、2単位を付与します。・教室の講師は三段位以上が単位付与の対象です。2段位は「番号31」となり、初段位も同様です。				
31	そば打ち指導のスタッフ従事(準備を含む)	日	—	2	
	【解説】・そば打ち指導のスタッフに従事した場合(準備も含む)は段位に関係なく2単位を付与します				
32	初段位受験希望者勧誘	1名	5	—	
	【解説】・初段位受験を勧誘し、受験させた者には5点を付与します。自己申告とします				
33	全麵協個人会員加入	1名	5	—	
	【解説】・全麵協個人会員へ勧誘し、入会させた者には、5点を付与します。・確認は所属団体の長等とします。				
34	研修センターへの寄付(1万円)	1万円	10		
	【解説】・研修センターに寄付した者に対しては、1万円につき10単位を付与します。				

一般社団法人 全麵協
ZEN 麵ライセンス規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という)が主催、共催、後援する諸事業に参加する個人会員および特別個人会員に付与する ZEN 麵ライセンス単位の厳正公平な運用に関する事項を定めることを目的とする。

(単位付与対象事業)

第2条 単位を付与する対象事業は、別紙1「一般社団法人全麵協単位取得表に定める事業とし、その事業を実施または参加した者に同表の区分・事業による単位を付与するものとする。

2 前項の事業は、事前に全麵協本部に申請し承認を受けたものに限って単位を付与することができる。対象事業として承認を得ようとする場合は、別紙2により事前に全麵協本部に申請しなければならない。

3 単位付与に当たっては、別紙3の「単位取得表の解説」に沿って行うものとする。

(単位の付与者)

第3条 単位付与者は前条に定める事業の主催又は主管者の全麵協部会長、支部長、正会員団体代表者とする。

2 単位付与者は、開催日、事業名、主催者名、単位数を記載したラベルに押印して交付するか、個人が記載した単位取得手帳に押印するものとする。

(単位取得手帳)

第4条 ZEN 麵ライセンス単位取得手帳は、本人の署名と顔写真が添付されたものに限って有効とする。

2 前2条により単位を授与された者は、累計単位を記載して保管するものとする。

3 取得した単位は、当該本人に限り有効とする。

(SOBA MEISTER の認証)

第5条 全麵協は、単位取得者に対して、取得単位に応じて、SOBA MEISTER として認証する。

(四段位以上認定会の活動状況免除)

第6条 四段位認定会書類審査を受験する者は、指定された年度の単位取得手帳の写しを提出することによって活動状況審査を受けることができる。

2 五段位認定会一次審査を受験する者は、指定された年度の単位取得手帳の写しを提出することによって活動状況審査を受けることができる。

(その他)

第7条 ZEN 麵ライセンス規約(以下「規約」という)の運用に当たり、この規約に定めのない事項、疑義ある事項については、全麵協理事会に諮り理事長が定める。

附則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規約施行時において旧規約で単位を取得している者は、その単位は継承する。

3 本規約第6条の活動状況審査は、旧規約による単位取得により全麵協で定める基準を超えている者は、平成27年度から適用する。基準に達していない者は、平成28年度から適用する。

4 この規約は、平成29年4月1日から改正施行する。

単位取得制度

ZEN麺ライセンス（単位取得制度）は、会員が全麺協の事業及び地域におけるそば打ちを通じた「地域活性化事業」や「ボランティア活動」に積極的に参加した場合、一定の単位を取得できることとし、取得単位数に応じて「全麺協 SOBA MEISTER」として認証するものです。

ZEN麺ライセンス規約（PDF）

単位取得表（PDF）

全麺協単位取得対象事業届出書（Word）

単位取得表の解説（PDF）

単位取得手帳

単位取得手帳に、主催者の確認印を押してもらおうと単位数を集めることが可能です。詳しくは、「ZEN麺ライセンス規約」をお読みください。

※ZEN麺ライセンス（単位取得手帳）のご購入は、各支部までご連絡ください。

1冊
500円



SOBA MEISTERについて

SOBA MEISTERには、取得単位数に応じて5つのランク分けがあります。毎年、熱心な活動をされた方々がSOBA MEISTERとして誕生しております。

種別	単位数
SOBA MEISTER	100単位
SILVER SOBA MEISTER	200単位
GOLD SOBA MEISTER	300単位
PLATINUM SOBA MEISTER	500単位
DIAMOND SOBA MEISTER	1000単位

